

区画線・路面標示設置基準

1. 目的

本基準は、区画線・路面標示の設置等に関して必要な事項を定めることにより、その適正な運用を図り、交通の安全に資することを目的とする。

2. 適用範囲

(1) 道路交通法の規定に基づく交通の規制を行う場合に、標識令上、道路標識又は道路標示のいずれかのみが規定されている場合に係る交通規制についてその実効性を高めることを目的として設置する場合

(2) 道路の状況又は交通の特性に関する注意喚起を行い、間接的に安全な交通方法を誘導する場合

(3) 交通方法に関する注意喚起を促すもので、交通規制の実効性を高めることを目的として設置する場合

3. 設置基準・設置場所

(1) 路側帯カラー化（以下全ての条件を満たすもの）

- ア 小学校出入口から半径 500m 内（スクールゾーン）の通学路
- イ 教育委員会において定められた 40 人以上の児童が通る歩道のない通学路
- ウ 車の抜け道に利用される恐れのある通学路
- エ 路側帯が既に設置されている若しくは新たに設置できる道路幅員（相互通行の場合 5.5m、一方通行の場合 4.5m）が確保できる通学路

(2) 交差点カラー化

主従関係が認識しづらい信号のない交差点

(3) 路面標示

ア 「止まれ」文字表示

一時停止の交通規制を実施している場所であること。

強調表示を行う場合は他の道路標示等に支障を及ぼさないこと。

イ ドットライン表示

信号機のない交差点等で、車道外側線等を交差点内に破線で延長し、自動車の通行部分を明示することが望ましい場合に設置することができる

ウ 交差点クロスマーク表示

中央線のない道路が交差する+型・T型交差点で、道路の交差が道路の状況により不明確な場合に設置することができる。

なお、原則として、多枝・変形交差点及び中央線が表示されている道路には、交差点クロスマークを設置しない。

エ 減速マーク・文字の表示

減速の必要な区間（急カーブ、急坂カーブ、連続カーブ、追突事故多発区間等）の手前及びその必要区間に設置することができる。

4. 要望方法

要望は関係住民等の代表者から「区画線・路面標示新設要望書（様式1）」と、周辺関係住民の同意を得ていることを確認するため、「交通安全施設工事同意書（様式2）」を併せて提出すること。なお、私有地への設置は実施しておりません。

5. 要望後の市の対応

- （1）要望書提出後、市で現地確認を行い、設置の可否を判断し、要望者へ回答する。
- （2）設置することとした場合は、市で実施時期の検討を行う。
- （3）区画線・路面標示の施工工事を行う。